

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月27日

綾部市長 山崎善也

## 綾部市条例第1号

### 綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料及び費用の負担)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しを交付する場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項に規定する費用の額は、綾部市手数料条例（昭和50年綾部市条例第1号）の規定にかかわらず、市長が別に定める。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、綾部市行政不服審査会条例（平成28年綾部市条例第1号）第1条に規定する綾部市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(実施状況の公表)

第5条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (綾部市個人情報保護条例の廃止)

第2条 綾部市個人情報保護条例（平成15年綾部市条例第31号）は、廃止する。

### (経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の綾部市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第11条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第6条の規定によりなされた個人情報取扱事務の登録等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項（旧条例第23条第3項において準用する場合を含む。）若しくは同条第1項若しくは第2項の規定による請求又は旧条例第26条第1項若しくは同条第5項において準用する旧条例第12条第2項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する自己の個人情報の開示、訂正等及び利用停止並びに是正の申出については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第12条第1項に規定する公文書等（以下「旧公文書等」という。）に記載された旧個人情報（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に他の記録媒体に複製し提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書等に記載された旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。